

## アウェアデートDV防止プログラム・ファシリテーター全国ネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は、アウェアデートDV防止プログラム・ファシリテーター全国ネットワーク(略称「アウェアFネット」以下、本会)と称する

(事務局)

第2条 本会の事務局を一般財団法人さかい男女共同参画推進基金内に置く

(目的)

第3条 本会は、若者たちがデートDVをする人にもされる人にもならないよう、相手を尊重する、健康で対等な関係をつくるために学ぶプログラムの普及活動と、会員たちがファシリテーターとしての質を高めるための活動を通し、ジェンダーに基づく暴力であるDVと性差別のない社会の構築に寄与することを目的とする

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う

2 デートDV防止プログラムの普及活動

3 ファシリテーターとして新しい情報と知識を得たり、技術を向上させたり、会員がお互いに刺激や勇気を与えあったり、親睦を図ったりするためフォローアップ講座などを開催する

4 デートDV防止教育の発展のために国や行政に働きかける活動

5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会は、アウェアのデートDV防止プログラム・ファシリテーター養成講座を修了し、認定を受けたのち、翌年度以降は、フォローアップ講座に参加し、認定更新する者によって構成される

2 会員は本会運営に関する議決権をもつ

(会費)

第6条 会員は、年会費を納入するものとする(フォローアップ講座参加費を含む)

(退会及び会員資格の喪失)

第7条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができるが、次の各号に該当した場合、会員の資格を失う

2 死亡したとき

3 2年間、音信不通となったとき

4 2年間続けて年会費の納入が行われなとき

5 その他、会員としてふさわしくないと認められる事実が発生したとき

(届出事項の変更)

第8条 会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、直ちに事務局に届けでるものとする(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置くことができる

- 2 代表 1名
- 3 副代表 若干名（事務局担当者を含む）
- 4 会計 1名
- 5 監事 2名  
（役員の仕事）

第10条 代表は、会務を取りまとめ、その業務を統括する

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する
- 3 会計は、本会の会計事務を担当する
- 4 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する

（役員の仕事）

第11条 代表、副代表、会計、監事の仕事は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会で選出する

（役員の仕事）

第12条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない

- 2 役員の仕事により任期途中で役員会で選任された場合の仕事は、前任者の残任期間とする

（役員の仕事）

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、解任することができる

- 2 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- 3 その他解任に相当する事項が認められるとき

（総会）

第14条 総会は、毎年1回開催するものとする。但し、役員会が必要と認める時、または会員の2分

の1以上の請求がある時は、臨時に総会を開催することができる

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、出席会員の過半数で議決する

- ① 規約、事業等の改廃
- ② 事業計画並びに予算案及び事業報告並びに決算報告
- ③ 本会の解散
- ④ 役員の仕事及び解任
- ⑤ その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会は、代表が会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集する

- 4 総会の議長は、会員から選出する

- 5 総会は、5分の1以上の出席（委任状を含む）で成立し、出席会員の過半数で議決する（賛

否同数の場合は議長が決する)

(議決)

第15条 総会における議決事項は第14条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

3 役員又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす

(表決権等)

第16条 各会員の表決権は、平等なるものとする

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる

3 前項の規定により表決した会員は、第14条、第15条第2項の適用について総会に出席したものとみなす

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 日時及び場所

2 会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

3 審議事項

4 議事の経過の概要及び議決の結果

5 議事録署名人の選任に関する事項

(役員会)

第18条 役員会は、代表、副代表、会計、監事をもって構成する

2 役員会は、総会で議決した事項を執行すると共にその他の必要な業務について議決し、執行する

(事業報告及び決算報告)

第19条 代表及び役員会は、毎事業年度終了後概ね3カ月以内に本会の事業報告書、決算報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得るものとする

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする

(会計)

第21条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会で決算報告を行い、次年度の予算案を提案する

(規約の改正)

第22条 規約の改正は、役員会がこれを発議し、総会出席会員の3分の2以上の賛成により行う

(解散)

第23条 本会の解散は、役員会がこれを発議し、総会出席会員の3分の2以上の賛成により議決する

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会で別に定める

付 則

1 設立当初の役員を以下のように定める

① 代 表 山口のり子

② 副代表 奥野しのぶ 木野麗子 久保洋子 志堅原郁子 松田洋子 松村徳子

③ 監 事 上原夏子 大野真理子

2 この規約は、2020年9月26日から施行する